

## 第2章 計画の内容

---

### I . あらゆる分野における女性の活躍推進（島田市女性活躍推進計画）

1. ワーク・ライフ・バランスの推進 【重点施策】
2. 就労の場における女性の活躍推進 【重点施策】
3. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【重点施策】
4. 地域における男女共同参画の推進

### II . 安全・安心な暮らしの実現

5. 生涯を通じた男女の健康支援
6. 女性に対する暴力の根絶（島田市DV防止対策基本計画）
7. 生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

### III . 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

8. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進
9. 男女の人権を尊重する教育や学習の充実
10. 男女共同参画に関する国際的な協調

# I. あらゆる分野における女性の活躍推進

## 基本的施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進【重点施策】

### 《現状と課題》

人口減少・少子高齢化が進む中、男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に仕事と家庭生活との両立を図りながら、能力を発揮できる環境づくりが重要です。

市民意識調査では、『生活の中での、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の優先度』について、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』することを理想としているものの、現実には『「仕事」を優先』の割合が高くなっています。また、「仕事・家事・育児・介護への男女の関わり方について」は、8割以上が「男女が分担すべき」と回答しています。

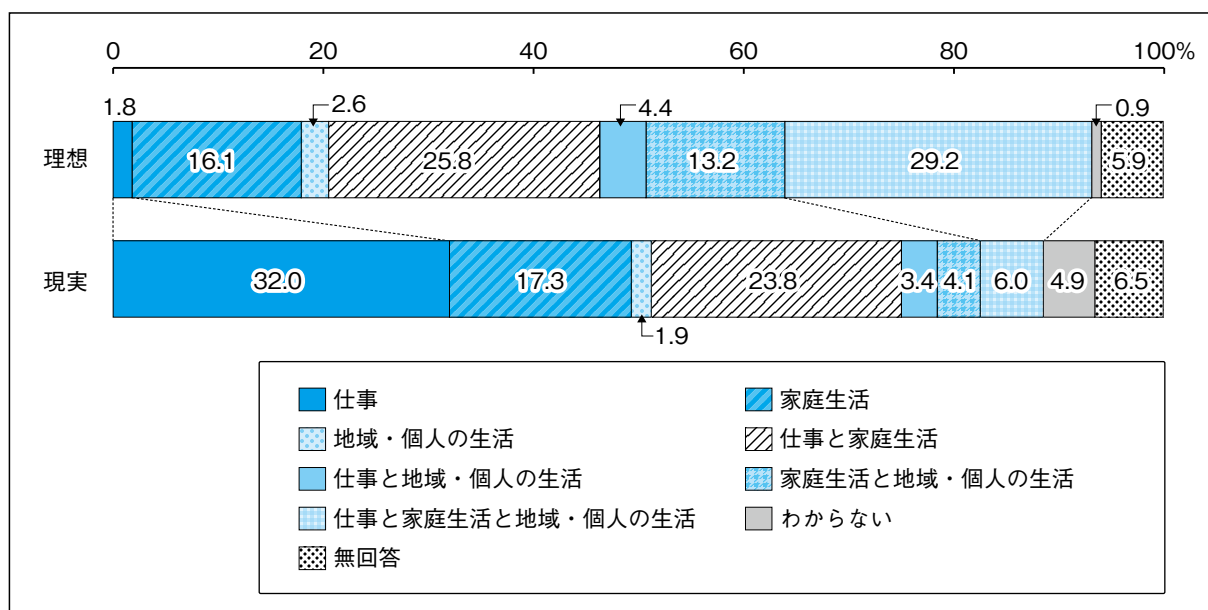
ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方の見直しや、男女が共に働きながら家庭生活を両立できるよう、支援体制の充実を図っていくことが必要です。

また、家庭生活における家事・子育て・介護が依然として女性に偏っている状況にあるため、男性が主体的に家事・子育て・介護に関わり、責任を担うよう促していく取組も必要です。

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

（設問）生活の中での「仕事」、「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの理想と現実に最も近いものを選んでください。

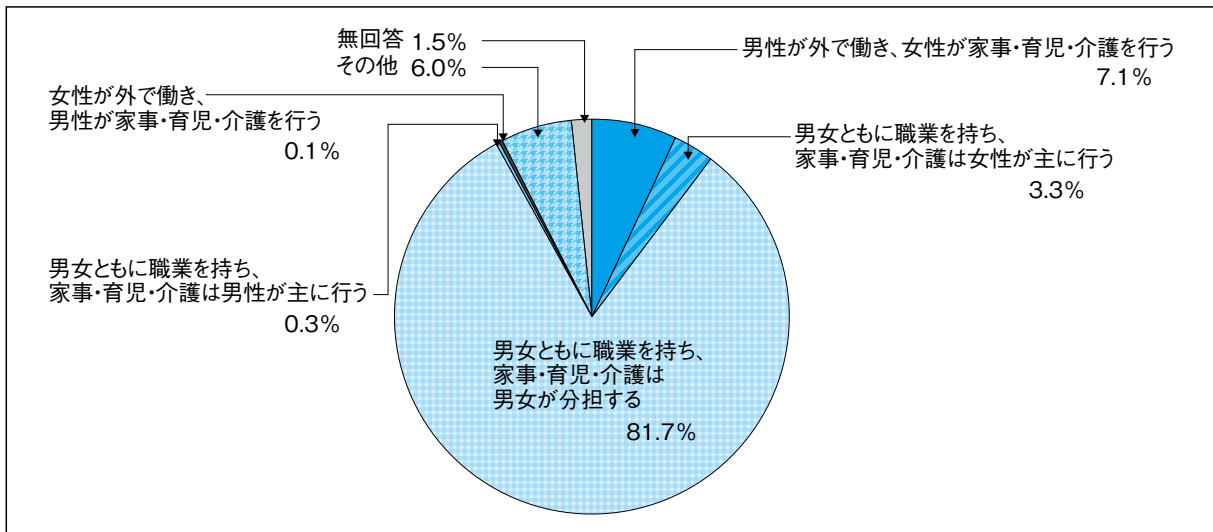
「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」をともに優先することを理想としているものの、現実の生活では「仕事」を優先の割合が3割以上となっています。



資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

## 仕事・家事・育児・介護について、男女がどのように関わるべきだと思いますか。

「男女ともに職業を持ち、家事・育児・介護は男女が分担するべき」と思う人は、8割以上となっています。



資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

## 《施策の方向性》

### (1) 長時間労働の削減等働き方改革の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減やライフステージに応じた多様な働き方を推進します。

番号	項目	内容	関係課
1	多様な働き方を選択できる環境の整備	産業支援センター「おびサポ」で、事業所や起業希望者などの相談を受けるとともに、セミナーや交流会を開催し、多様な働き方に関する情報提供を行う。	商工課
		個人の希望やライフスタイルに応じて、時間や場所に捉われることなく働くことができる「クラウドソーシング」を推進する。	戦略推進課 商工課
2	「男女共同参画社会づくり宣言」事業所 <sup>4</sup> の普及促進	「男女共同参画社会づくり宣言」（県事業）についての周知を図り、事業所の自主的な働き方改革を促進し、登録数を増やす。	市民協働課
3	市職員におけるワーク・ライフ・バランスの促進	定時退庁日の徹底や適正な人事配置による残業時間の削減により職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図る。	人事課

4 男女共同参画社会づくり宣言事業所

企業等における男女共同参画を推進するため、ワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に取り組むことを宣言し、静岡県に登録した県内の事業所。

**(2) 男女が共に働きながら子育てができる体制、支援策の充実**

男女が共に働きながら子育てができるよう、支援体制の充実を図ります。

番号	項目	内容	関係課
4	子育て支援事業の充実	妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支援する体制を強化していく。	健康づくり課
		地域子育て支援センター、育児サポーター派遣事業等、多様なニーズに対応した子育て支援事業を推進する。	子育て応援課
		ペアレントサポーターが市内小学校に出向き、保護者に対する講座を行う。	社会教育課
5	保育事業の充実	延長保育、一時保育、病後児保育、放課後児童クラブ等、働く親を支援する保育サービスを推進する。	保育支援課 子育て応援課
6	育児休業制度の周知、利用の啓発	情報紙等で制度の周知を図る。	市民協働課
7	市職員における育児休業制度の利用促進	市が率先して、男女が共に育児休業制度を活用しやすい環境整備を行う。	人事課

**(3) 家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進**

男性が家事、子育て、介護に主体的に関わり、責任を担うことができるよう学習機会を提供するほか、男性中心型労働慣行<sup>5</sup>の意識改革につながる情報提供や啓発活動に努めます。

番号	項目	内容	関係課
8	家庭生活への男性の参画促進に関する啓発	情報紙、講座等で家庭生活での役割分担の見直しにつながる情報提供や啓発を行う。	市民協働課
9	男性が参加しやすい講座等の開催	男性の家事、子育て、介護への参画を支援するため、参加しやすい講座等を開催する。	社会教育課

5 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功序列的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心型の働き方等を前提とする労働慣行。

# I. あらゆる分野における女性の活躍推進

## 基本的施策2 就労の場における女性の活躍推進【重点施策】

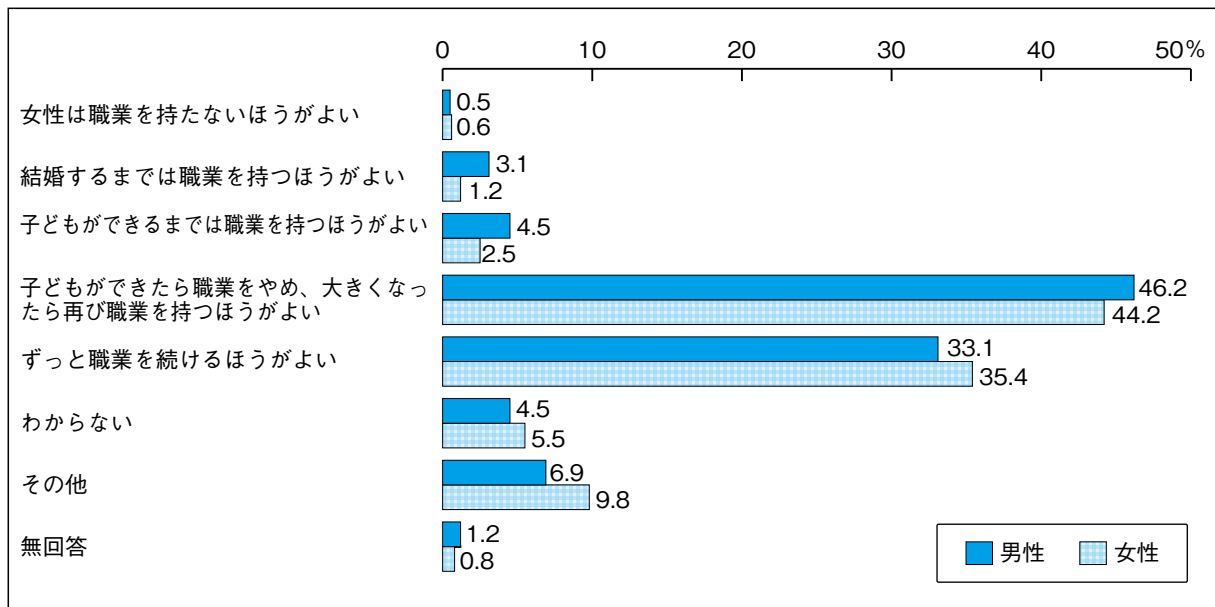
### 《現状と課題》

平成27年に「女性活躍推進法」が制定され、女性が就業しやすい環境整備が進んでいますが、市民意識調査では「女性が職業を持つことについて、子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」の回答の割合が、男女共に多くなっています。本市の女性の労働力率<sup>6</sup>を年齢階級別にみると、30歳代の谷が深い「M字カーブ<sup>7</sup>」になっており、出産・子育て期に離職する女性が多いことが示されています。

少子高齢化により、就労人口が減少していく中、就労の場においては、女性が出産・子育て期に離職することを防ぎ、安心して働けるような環境整備や離職した女性の復職や再就職支援の重要性も増しているため、様々な希望に応じた働き方の実現に向けて、支援体制の充実を図っていくことが必要です。

また、就労の場において、性別による差別を受けないよう、男女の均等な雇用機会と待遇の確保やセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の促進など、市民や事業所等に向けて情報提供や啓発を行うことが必要です。

### 女性が職業を持つことについて

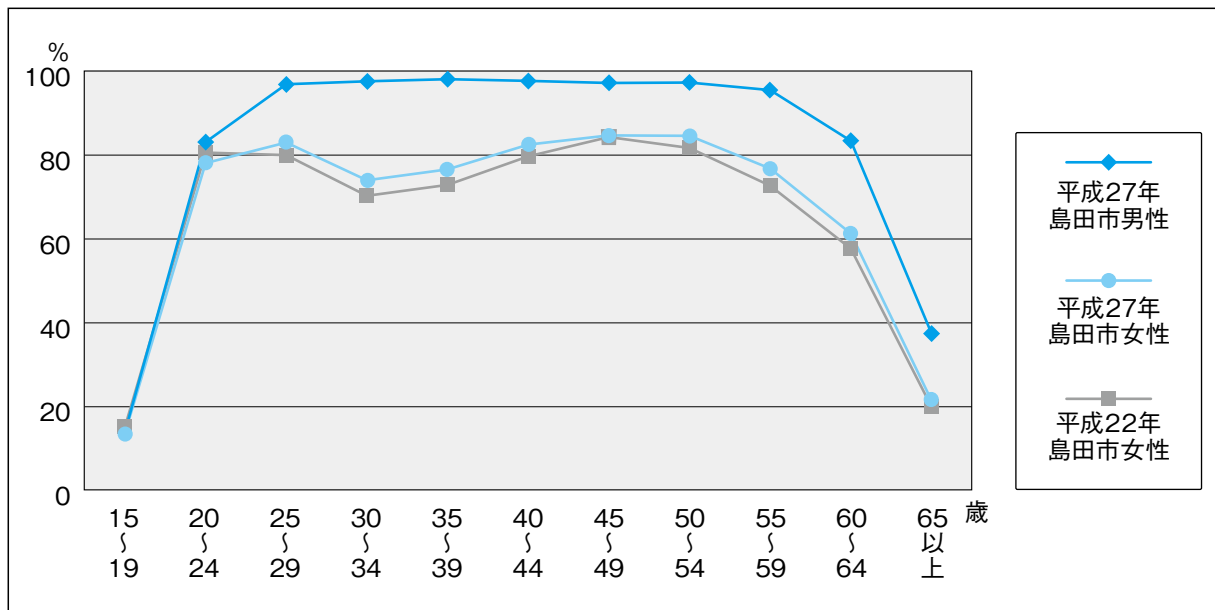


資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

6 女性の労働力率  
15歳以上の女性の人口に占める、実際に働いている、もしくは求職中の女性。

7 M字カーブ  
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴がある。

### 男女の年齢階級別労働力率



資料：平成27年国勢調査

## 《施策の方向性》

### (1) 女性の就労支援や起業支援

女性が能力を十分に発揮できるよう、就労や起業への支援をします。

番号	項目	内容	関係課
10	女性の就労や起業への支援	ハローワーク等と連携して子育て中の女性に対し、就労、再就職を支援する。	商工課
		支援機関や商工団体等と連携して、起業に関するセミナーを開催する。	商工課

## (2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保対策の推進

男女の平等な雇用や労働条件を確保するための制度の周知や仕組みづくり、また、就労支援に取り組みます。

番号	項目	内容	関係課
11	総合評価競争入札 <sup>8</sup> の評価基準の加点制度の実施	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業者に対し、総合評価競争入札において加点を行う制度を実施する。	契約検査課
12	家族経営協定 <sup>9</sup> の締結促進	農業経営において女性の就業条件を明確にするため、家族経営協定について啓発し、締結を促進する。	農林課 農業委員会
13	大学生と事業所との就職情報交流	近隣市と合同で大学生向け就職説明会を開催し、若者の就労支援を行う。	商工課
14	事業主・人事担当者に対するポジティブ・アクション <sup>10</sup> に関する情報の提供	事業所等における女性職員の能力を発揮するための取組方法に関する情報を提供する。	市民協働課

## (3) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けて、啓発や研修会の開催などによる防止対策を推進します。

番号	項目	内容	関係課
15	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	企業、団体等に向けて、セクシュアル・ハラスメント等防止について、情報提供や啓発を行う。	市民協働課
16	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する庁内体制の整備	市職員や教職員に対し、セクシュアル・ハラスメント等防止の研修を実施する。 また、被害者の相談体制の整備を行う。	人事課 病院総務課 学校教育課

### 8 総合評価競争入札

従来の価格のみでの競争により落札業者を決めるのではなく、価格と価格以外の要素（企業の技術力や社会貢献度等）を総合的に評価し、落札業者を決める入札方式のこと。

### 9 家族経営協定

農家における家族員の平等な経営参画を保障するために、家族員相互間で、就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを行うこと。

### 10 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか的一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

# I. あらゆる分野における女性の活躍推進

## 基本的施策3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大【重点施策】

### 《現状と課題》

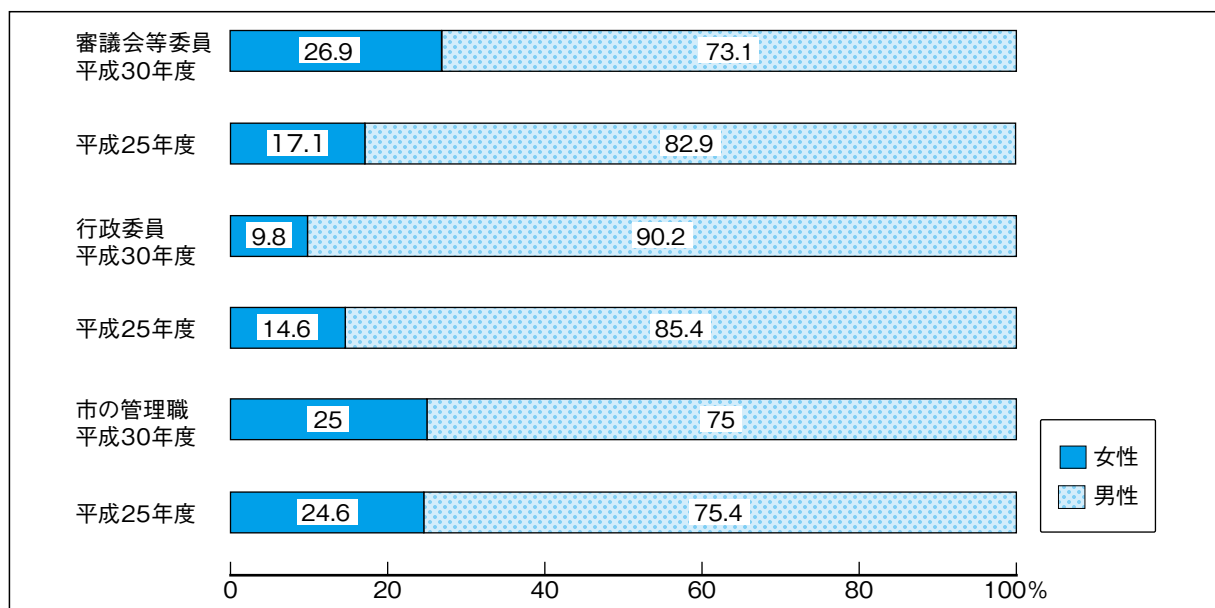
男女が共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めていくことが重要です。

市が設置する審議会等への女性の登用については、平成30年度までに女性委員の割合を30%とする目標を掲げて取り組んできましたが、依然として低い状況にあるため、幅広い分野からの人材情報の活用や、人材育成に努める必要があります。

市職員については、女性活躍推進法に基づき、平成28年に「特定事業主行動計画<sup>11)</sup>」を策定し、管理的地位にある職員に占める女性の割合が向上するよう、職域の拡大や計画的な人材育成の取組を進めています。

今後も、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、市が率先して、市民や事業所等への啓発を図っていくとともに、女性の意識や能力を高めていくための学習機会の提供などに努める必要があります。

### 島田市の審議会等委員・行政委員・市の管理職に占める女性の割合



※ 審議会等委員：法律または条例などの定めるところにより、調停、審査、審議又は調査などを行う機関の委員

※ 行政委員：法律の定めるところにより地方公共団体に置かなければならない委員会などの委員。教育委員、選挙管理委員会、監査委員など

※ 市の管理職：市の部課長

資料：女性の公職参加状況調査（市民協働課）

11 特定事業主行動計画

女性活躍推進法により、国・地方公共団体、301人以上の企業は女性の活躍推進のための行動計画を策定・届出・周知・公表することが義務付けられている。



## 《施策の方向性》

### (1) 市政、審議会等への女性の積極的登用

市政に多様な意見を反映させるため、市が設置する審議会等への女性の登用を積極的に推進します。

番号	項目	内容	関係課
17	市の審議会・委員会等への女性の登用促進	市の審議会等への女性の登用率向上を目指す。	全庁
18	市政、審議会等への女性の登用状況調査の実施	市政、審議会等への女性の登用状況の調査を実施し、その結果を公表する。	市民協働課

### (2) 職場における女性の積極的登用

市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、市職員への研修の充実や適正な人事評価により女性職員の管理職への登用を推進します。

番号	項目	内容	関係課
19	女性職員の管理・監督者への登用促進	管理・監督者への女性の登用を積極的に行う。	人事課
20	女性職員の研修実施	女性職員の職域の拡大や業務遂行能力の向上を図るため、女性職員に対する研修を実施する。	人事課

### (3) 地域や各種団体における女性の参画促進

自治会組織やPTA等地域の各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、啓発事業を推進します。

番号	項目	内容	関係課
21	自治会役員への女性の登用促進	自治会役員への女性の登用を促進するよう啓発を行う。	市民協働課
22	コミュニティ組織等の役員への女性の登用促進	コミュニティ組織等の役員への女性の登用を促進するよう啓発を行う。	市民協働課
23	男女の均衡の取れたPTA役員体制の促進	PTA役員へ男女の偏りがないような選出を図る。	学校教育課

**(4) 女性の人材育成**

女性が政策・方針決定過程へ参画し、それぞれの能力を発揮するため、人材の育成や発掘、講座の開催、情報の提供に努めます。

番号	項目	内容	関係課
24	女性の人材育成と能力の活用	様々な分野で活躍する女性の人材情報を活用する。	全庁
25	女性リーダー育成のための学習機会の提供	市政や社会問題などについて学習し、政策・方針決定過程へ参画できる女性リーダーを育成するため、学習機会を提供する。	市民協働課
		地域の自主防災組織における女性リーダーを養成する。	危機管理課

# I. あらゆる分野における女性の活躍推進

## 基本的施策4 地域における男女共同参画の推進

### 《現状と課題》

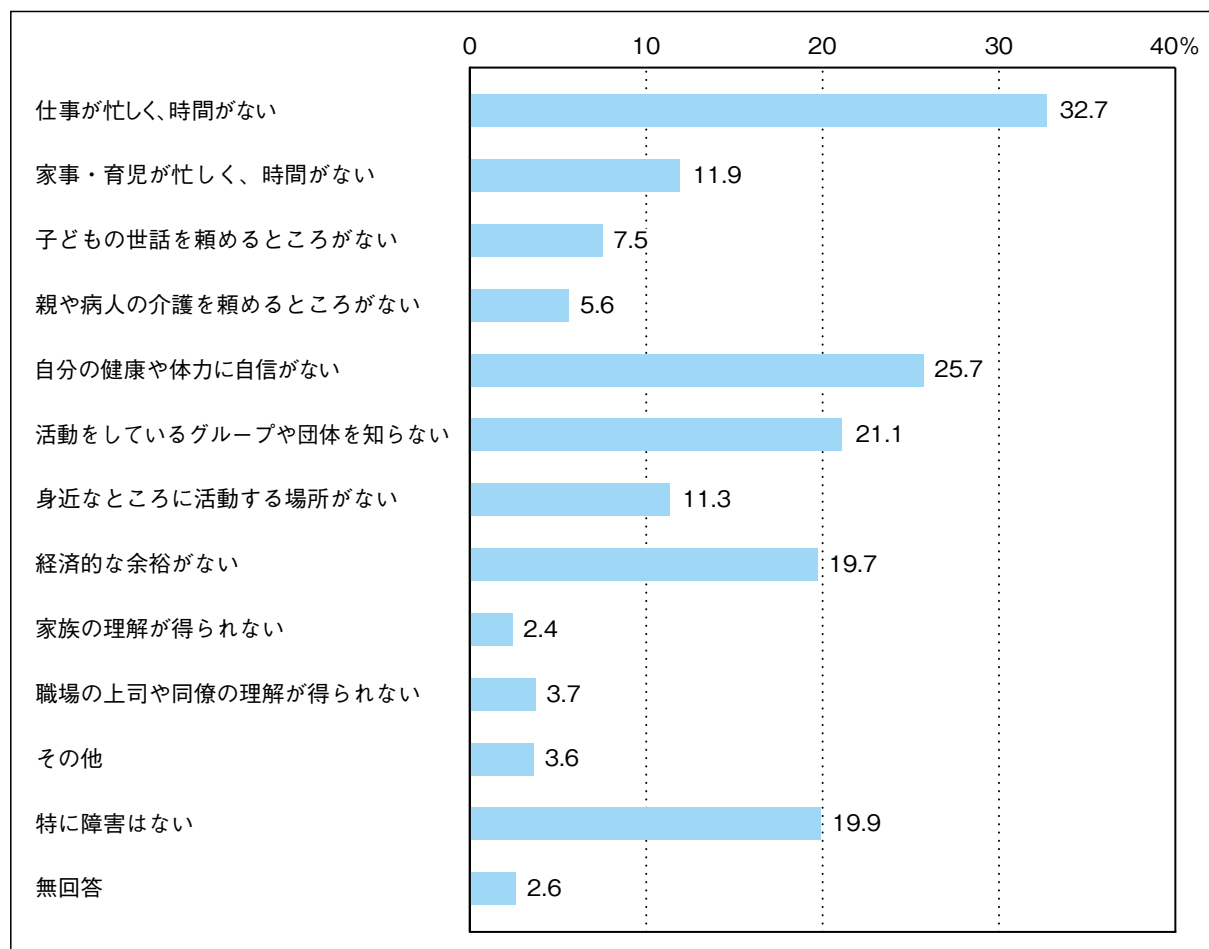
人口減少・少子高齢化の進行や単身世帯の増加、また人々のライフスタイルや価値観の多様化により、地域のつながりが希薄化しているといわれています。

自治会等の地域活動においては、多くの役割を女性が担っているものの、男女双方にある固定的な性別役割分担意識により、組織を代表する立場や方針決定過程においては、男性が中心となり、女性が参画できていないという実態があります。

活力ある自治会等の地域活動を持続するには、地域の将来像を考える必要性のほか女性等多様な担い手の参画促進の重要性について、市民や団体への啓発や支援を行っていく必要があります。

また、災害時における地域の防災力向上を図るために、これまでの災害で明らかになった避難所生活や被災者支援における男女のニーズの違い等を理解し、男女共同参画の視点を踏まえた防災活動を推進することが重要です。

### 地域活動に参加しようとするとき障害になること



資料：平成29年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査

## 《施策の方向性》

### (1) 地域活動における男女共同参画の推進

地域の特定の活動が、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の組織や団体への啓発や支援を行います。

番号	項目	内容	関係課
26	各自治会から推薦される各種委員への女性の登用の啓発	各自治会が選出する委員等において、固定的な役割分担意識により、どちらかの性に偏らないよう啓発を行う。	市民協働課
27	地域活動における男女共同参画意識の醸成	防犯、交通安全等の地域の安全活動への女性の参加の促進を図る。	生活安心課
28	男女共同参画啓発活動実施グループの育成、支援	男女共同参画に関する啓発活動を実施するグループを育成、支援する。	市民協働課

### (2) 男女共同参画の視点を持った防災活動の推進

男女共同参画の視点を持った防災活動の推進を図ります。

番号	項目	内容	関係課
29	地域の防災活動における女性の登用促進	県の防災指導員への女性の登録や女性消防団員の入団促進を図る。	危機管理課
30	避難所運営会議等への女性の参画促進	避難所運営に男女共同参画の視点を反映させるため、女性の参画を促進する。	危機管理課
31	防災活動における男女共同参画意識の醸成	防災活動に男女共同参画の視点を反映させるため、女性の参画を促進する。	危機管理課

## Ⅱ. 安全・安心な暮らしの実現

### 基本的施策5 生涯を通じた男女の健康支援

#### 《現状と課題》

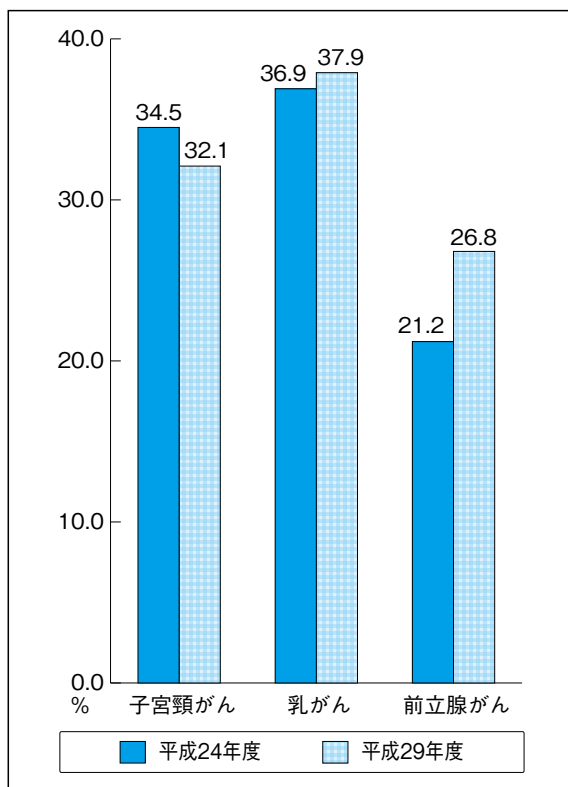
男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に向けての前提です。

そのためには、男女が心身及びその健康について正確な知識や情報を得て、健康を保持・増進できるような支援が求められています。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の疾患を経験する可能性があるため、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。また、女性の人権として重要な概念である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）<sup>12</sup>」の視点から、子どもを産む・産まないに関わる行動を女性自身が決定できるよう、正しい知識の普及や情報提供が必要です。

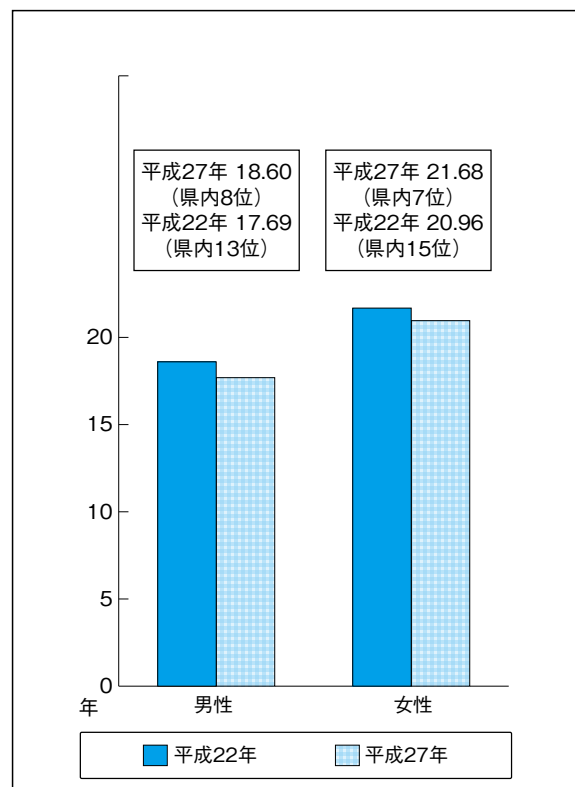
また、ライフステージや健康状態に応じた運動習慣により、生涯を通じて健康が維持できるよう、運動やスポーツに関する環境づくりが必要です。

#### 島田市のがん検診受診率



資料：健康づくり課

#### 島田市の65歳からの平均自立期間(お達者度<sup>13</sup>)



資料：静岡県健康福祉部

13 お達者度  
静岡県が算出した「65歳から元気で自立して暮らせる期間」のこと。

※12の用語解説はP.22に掲載しています。

## 《施策の方向性》

### (1) ライフステージに応じた健康支援

男女それぞれのライフステージに応じて、心身の健康の保持・増進を図るための健康づくり支援事業を推進します。

番号	項目	内容	関係課
32	性別、年齢に応じた各種検診等の推進	性別、年齢に応じた各種がん検診等を実施し、健康支援を行う。	健康づくり課
33	男女の健康相談体制の充実	生活習慣など健康に関する各種相談を実施し、健康支援を行う。	健康づくり課
34	出産に関わる講座や相談の実施	妊娠・出産に関する講座等を実施し、健康支援を行う。	健康づくり課
35	不妊治療に関する支援	不妊治療の相談、助成事業を実施する。	健康づくり課
36	男女の心の健康支援	心の健康問題に対する理解を深めるため啓発活動を行うとともに、男女それぞれの相談・支援体制の充実に努める。	健康づくり課
37	スポーツ活動の促進	誰でも参加しやすいスポーツ教室などを開催し、スポーツに親しむことが出来る環境づくりを推進する。	スポーツ振興課

### (2) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供

妊娠・出産といった女性の特性についての正しい知識・情報を提供するとともに、生命尊重、人権尊重の視点に立った教育の充実・啓発に努めます。

番号	項目	内容	関係課
38	教育現場における性に関する教育・学習機会の充実	「自他の尊重を基本とした性教育」を各学年において実施する。	学校教育課

#### 12 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口／開発会議において提唱された概念。性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、「人間の生殖システム、その機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、社会的に完全な良好な状態にあることを指す」とされている。

また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

## Ⅱ. 安全・安心な暮らしの実現

### 基本的施策6 女性に対する暴力の根絶(島田市DV防止対策基本計画)

#### 《現状と課題》

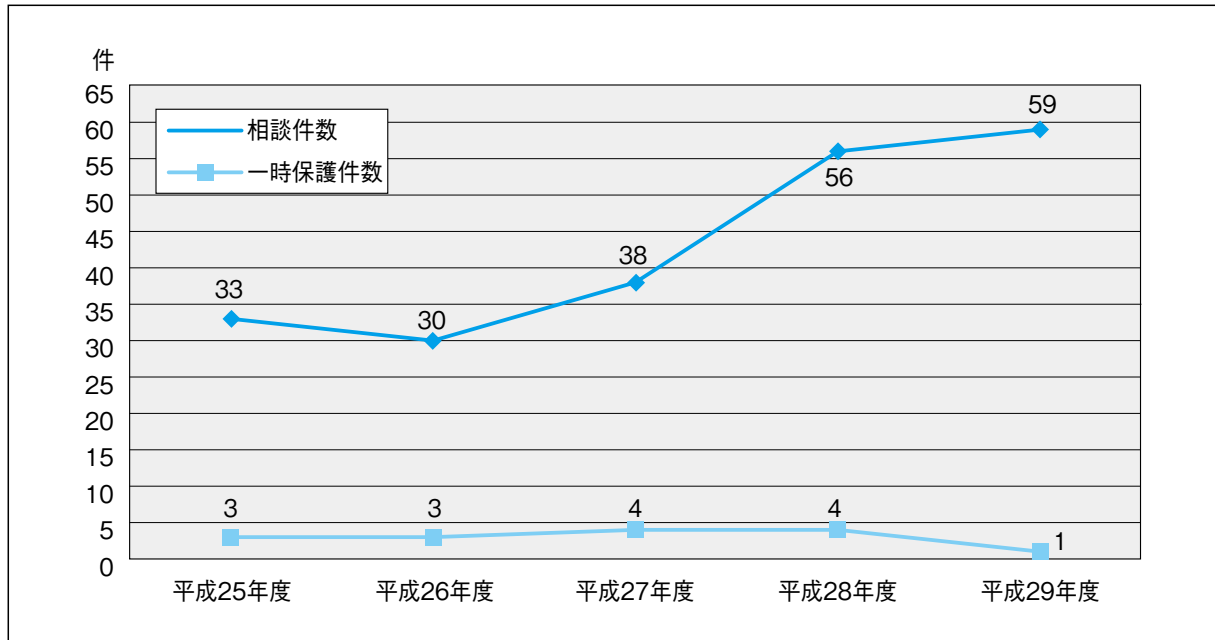
平成29年に静岡県が実施した「DV（ドメスティック・バイオレンス<sup>14</sup>）の経験に関する調査」によると、女性の4.3%が過去1年間に「身体的暴力」、「心理的攻撃」、「性行為の強要」、「経済的圧迫」などの暴力を受けたことがあると回答しています。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、依然として社会の理解は不十分で、個人、家庭、職場の問題として、潜在化する傾向にあります。

近年は、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）<sup>15</sup>など、インターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層を中心に、新たな形の暴力に巻き込まれるケースも見受けられるようになってきています。

こうしたことから、DVは人権侵害であるという認識を市民へ広く浸透させ、暴力を予防するため、これらを許さない社会の醸成を図る必要があります。また、被害者が相談しやすい体制づくりを通して、被害の深刻化防止に努め、相談、保護、自立支援など関係機関が連携し、支援を図る必要があります。

#### 島市市のDVの相談受付件数及び一時保護件数



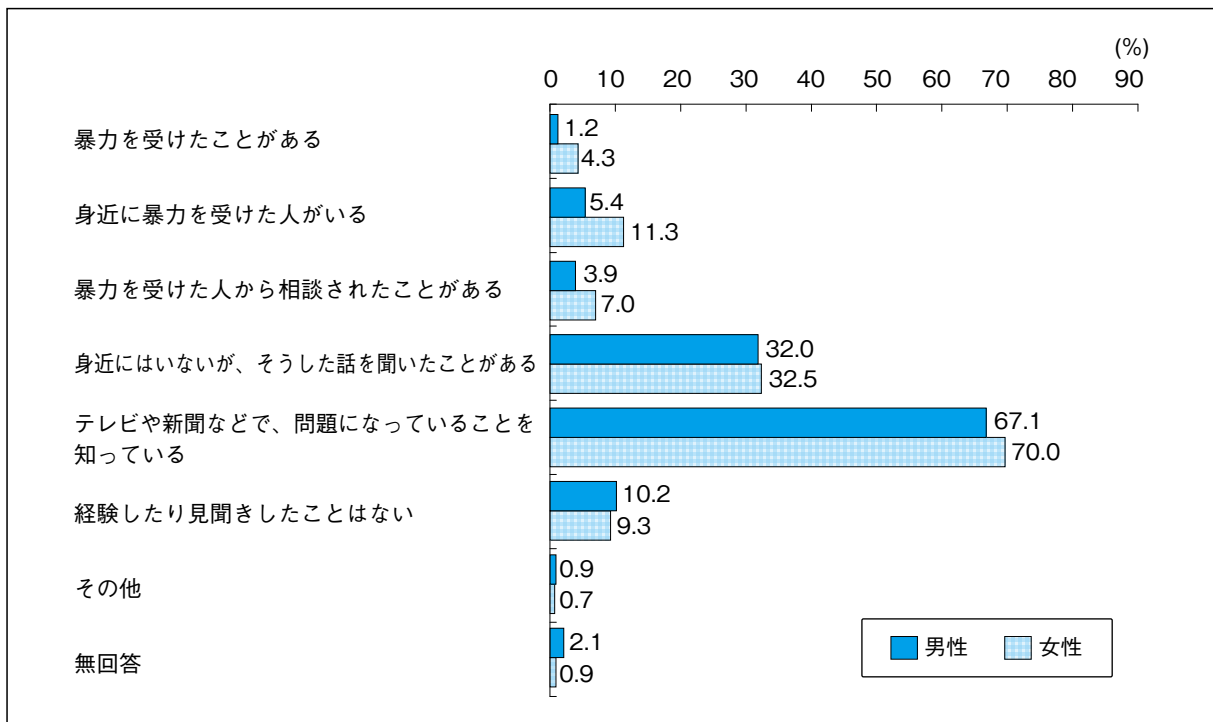
14 ドメスティック・バイオレンス

配偶者・パートナーからの身体的・精神的・性的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的な暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

15 ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

## DVの経験や見聞きの有無



資料：平成29年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査

## 《施策の方向性》

### (1) 女性に対する暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実、防止対策の推進

様々な機会を通じて、女性に対する暴力を許さない社会づくりのための啓発を推進するとともに、若い世代に向けた意識醸成を図ります。

番号	項目	内容	関係課
39	女性に対する暴力根絶へ向けた啓発の推進	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、啓発を行う。	市民協働課
		女性に対する暴力をなくす運動や児童虐待防止推進月間に合わせて、暴力根絶の啓発事業を実施する。	子育て応援課
40	人権教育の推進と若年層へのDV防止啓発	小中高生の人権啓発ポスター展や「種をまこう」を活用した読み聞かせなどの啓発を行う。	生活安心課
		高校生、教職員等を対象に「デートDV <sup>16</sup> 」防止に関する情報提供や啓発を行う。	市民協働課

16 デートDV  
 交際相手からの身体的・精神的・性的な暴力のこと。



## (2) 相談体制の充実

被害者が安心して相談することができるよう、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

番号	項目	内容	関係課
41	相談体制の充実	D V等に関する相談窓口や支援情報の周知を図るとともに、相談担当者及び関係職員の資質の向上に努め、体制の充実を図る。	市民協働課 子育て応援課 生活安心課 長寿介護課 包括ケア推進課 福祉課 医療連携室

## (3) 被害者の安全保護と自立支援

関係機関と連携し、被害者の安全保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

番号	項目	内容	関係課
42	D V防止法制度や支援制度の啓発の推進	D V防止法に基づく通報についての理解の浸透を図るとともに、支援制度についての情報提供や啓発を行う。	子育て応援課
43	被害者の安全確保	関係機関等と連携し、D V等被害者の保護体制の強化・充実を図る。	子育て応援課
44	被害者の自立支援	関係機関等と連携し、D V等被害者の自立支援体制の強化・充実を図る。	子育て応援課

## Ⅱ. 安全・安心な暮らしの実現

### 基本的施策7 生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

#### 《現状と課題》

社会情勢の変化に伴い、貧困や社会孤立等の困難を抱える人が増えています。

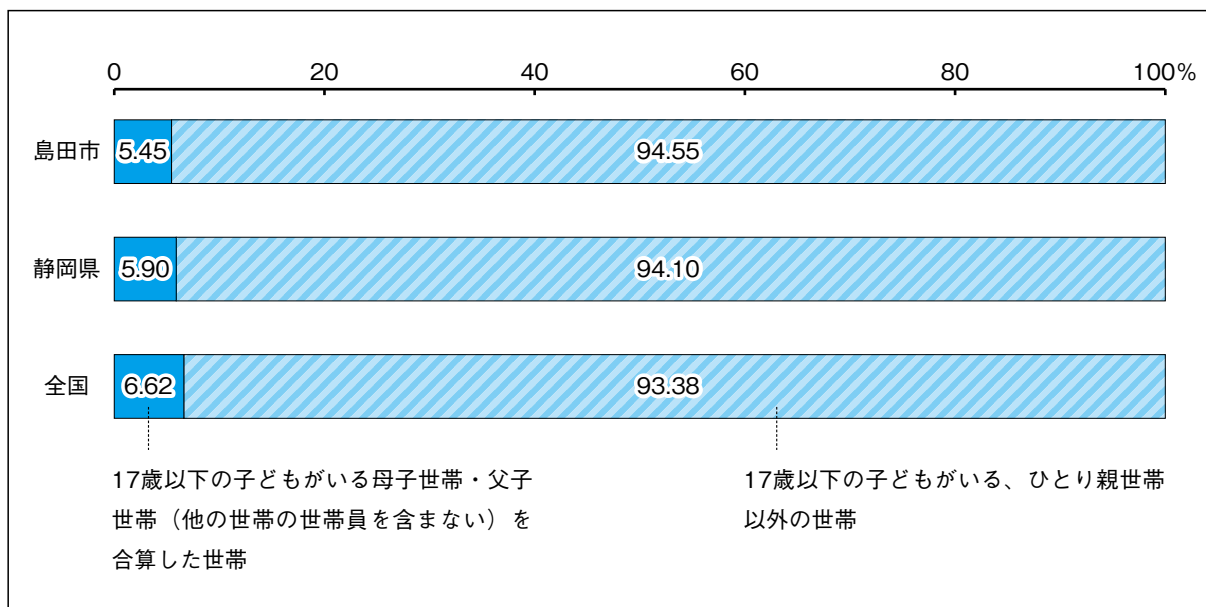
社会に根強く存在する固定的な性別役割分担意識の中で、女性は非正規労働の割合が高く、高齢単身女性や母子世帯の女性は貧困に陥りやすくなり、父子世帯の男性は地域で孤立しやすい状況にあります。

貧困の連鎖を断ち切るためにも、生活が困難な世帯の子どもへの教育などの支援により、次世代を担う子どもや若者が自立し、円滑な社会生活を営むことができるような環境の整備が必要です。

また、若者や高齢者や障がいのある人が、性別にかかわらず、その意欲や能力に応じて、社会に参画できるような環境づくりや、自立に向けての支援が必要です。

#### 島田市のひとり親世帯の割合

17歳以下の子どもがいるひとり親世帯の割合は5.45%で、全国、静岡県よりわずかに下回っています。



資料：平成27年国勢調査

## 《施策の方向性》

### (1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等へ生活の安定を図るための支援を行います。

番号	項目	内容	関係課
45	ひとり親家庭支援事業の充実	ひとり親家庭に対し、医療費助成・児童扶養手当等の援助を行うほか、支援員による相談・情報提供を行う。	子育て応援課
46	児童生徒への就学援助	経済的理由により就学困難な家庭に対し、小中学生の就学に要する経費を援助する。	教育総務課

### (2) 高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援

性別、年齢、障害等にかかわらず、意欲や能力に応じて社会参加できるよう環境の整備を図ります。

番号	項目	内容	関係課
47	介護相談員派遣事業の充実	介護相談員を介護保険施設等へ派遣し、介護サービスの質の向上を図る。	長寿介護課
48	地域における高齢者の居場所づくりの推進	高齢者に公会堂等を開放し、地域における居場所づくりを推進する。	包括ケア推進課
49	障害のある人の多様な社会参加の推進	障害のある人の自立や多様な社会参加の促進を図れるよう支援を行う。	福祉課
50	若者の自立支援	ひきこもり等社会参加が困難な状態にある若者に向けた支援を行う。	社会教育課
		困難な状況にある若者に対する就業支援を行う。	商工課
51	生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援制度 <sup>17</sup> に基づく、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などを行う。	福祉課

<sup>17</sup> 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月施行。生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善相談支援事業、就労訓練事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援、一時生活支援事業などの支援を行う制度のこと。

## Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

### 基本的施策8 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進

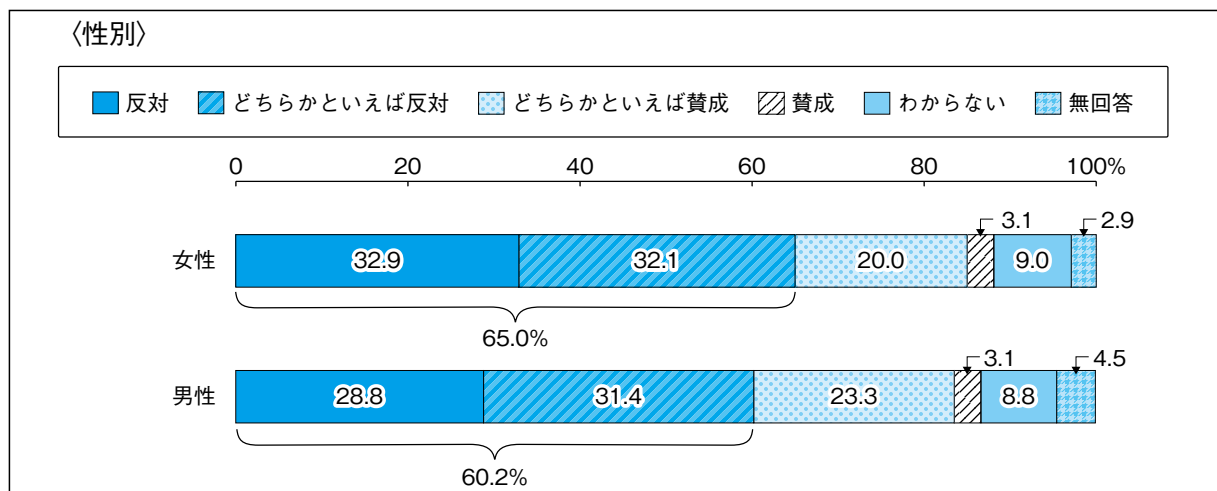
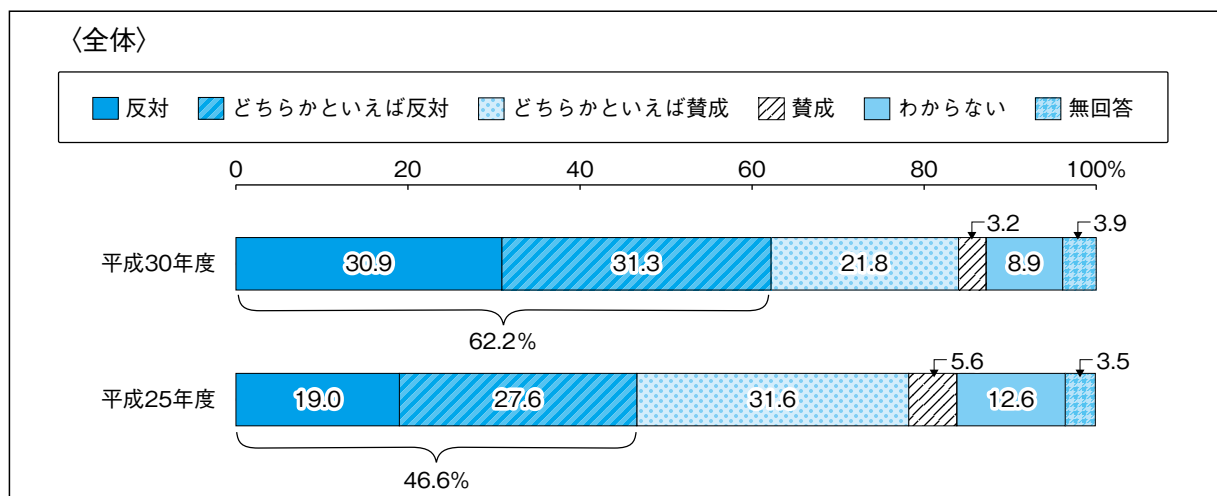
#### 《現状と課題》

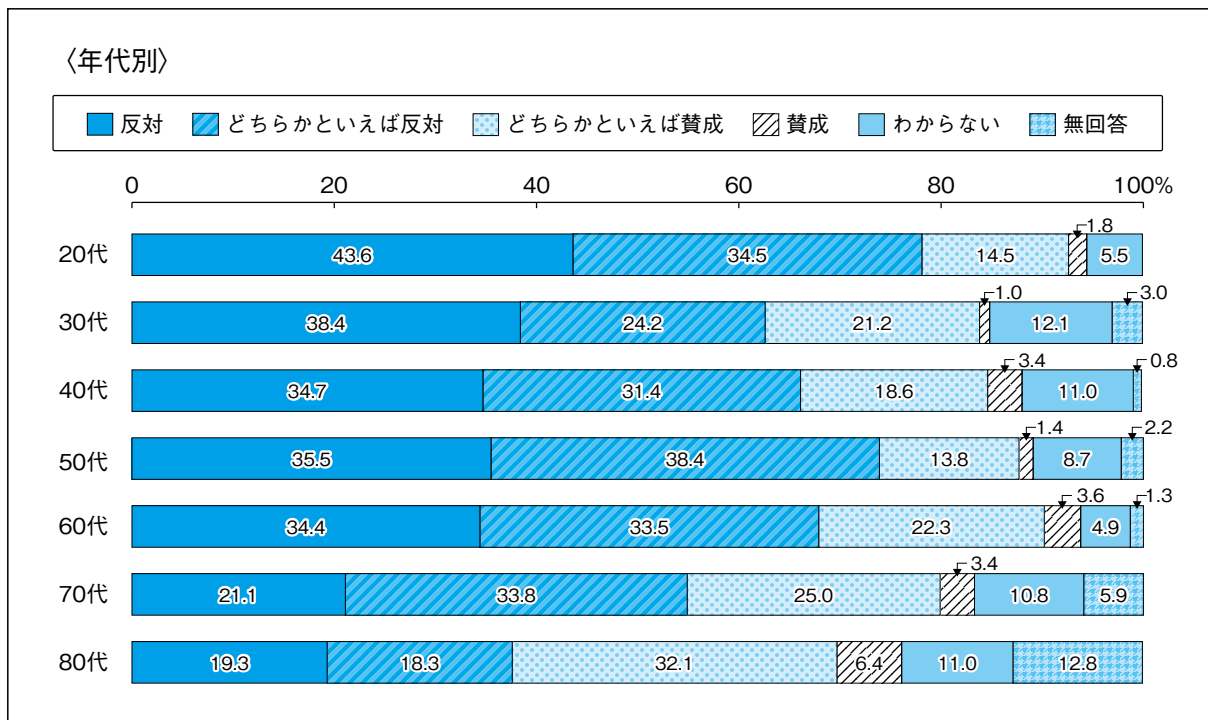
市民意識調査では「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する回答の割合は、前回調査時の平成25年度から15.6ポイント増え、62.2%となっています。全体としては固定的な性別役割分担意識は解消されてきているといえますが、性別や世代によって意識の違いが存在しています。

7つの分野での男女平等感については、「学校教育の場」以外の分野で、「男性優遇」と感じる回答の割合が多く、最も高いのは「政治の場で」の69.1%となっています。

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、様々な分野に参画できるように、男女共同参画に関する理解を深めるため、情報提供や啓発を行っていく必要があります。特に男性に対しては、主体的に家庭生活や地域生活に関われるように促進するため、男性自身の理解や意識改革を図る取組が必要です。

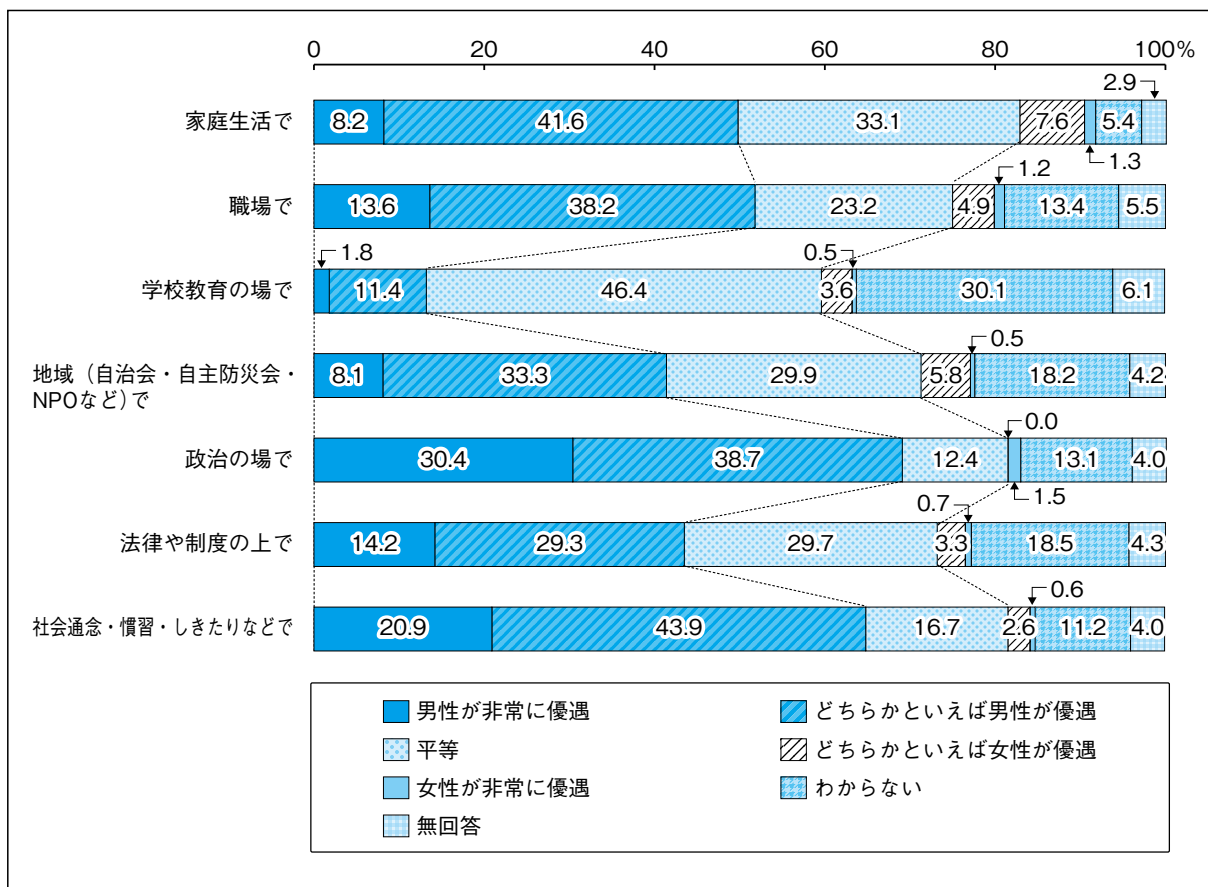
#### 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について





資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

### 各分野における男女平等感



資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

## 《施策の方向性》

### (1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供

男女共同参画に関する調査や情報収集を行うとともに、市民にわかりやすい情報提供を行います。

番号	項目	内容	関係課
52	広報紙等による情報提供と啓発	広報紙・ホームページ・FM 島田などのメディアを使い、男女共同参画に関する情報を提供する。 また、男女共同参画情報啓発報紙「パレット」を発行し、情報提供及び意識啓発を行う。	市民協働課
53	男女共同参画及びジェンダー <sup>17</sup> 問題に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する統計資料や図書等、情報を収集するとともに、市民に情報提供を行う。	市民協働課
		図書館に男女共同参画に関する特集コーナーを設置し、情報提供を行う。	図書館課
54	市民への意識調査の実施	市民を対象に男女共同参画に関する意識調査を実施し、状況把握を行う。	市民協働課
55	市職員への意識調査の実施	市職員を対象に男女共同参画に関する意識調査を実施し、状況把握を行う。	市民協働課

17 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

## (2) 男女共同参画社会の実現に向けた行政施策の展開

社会制度や慣行の見直し、意識改革の推進のため、市が率先して男女共同参画の視点に立った施策を推進するほか、様々な機会を通じて普及・啓発活動を行います。

番号	項目	内容	関係課
56	男女共同参画に関する講演会等の開催	市民を対象とした講演会や「男女共同参画の日 <sup>18</sup> 」の街頭広報を実施する。	市民協働課
57	条例・行動計画等についての普及・啓発	条例及び行動計画、法制度の普及・啓発に努めるとともに、行動計画の実施計画の進捗の管理及び公表を行う。	市民協働課
58	啓発推進員 <sup>19</sup> の活動の拡充	啓発推進員の拡充に努めるほか、グループの育成支援を行う。	市民協働課
59	男女共同参画推進のためのネットワークの拡充	男女共同参画社会づくり宣言事業所のネットワークの形成やしずおか中部連携中枢都市圏 <sup>20</sup> による連携事業を推進する。	市民協働課 戦略推進課
60	市刊行物における男女共同参画の視点に留意した情報発信	市刊行物について、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現への配慮を働きかける。	市民協働課

## (3) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

男性自身が固定的な性別役割分担意識を解消し、主体的に家庭生活や地域生活に関われるよう、情報提供や啓発活動を行います。

番号	項目	内容	関係課
61	家庭や地域等で活躍する男性の情報発信	主体的に家庭生活や地域生活に関わっているロールモデル <sup>21</sup> を男女共同参画啓発情報紙「パレット」等で紹介する。	市民協働課

### 18 男女共同参画の日

明治9年7月30日、浜松市榛原郡横岡村・嶋村（現鳥田市）などにおいて、日本で初めて女性が浜松県公選民会の投票を実施。こうした歴史を踏まえ、鳥田市では7月30日を「男女共同参画の日」と定めた。

### 19 啓発推進員

男女共同参画推進施策の着実な実施を図るため、公募により市民から選任される委員で、男女共同参画の啓発や施策の企画運営への協力等を行う。

### 20 しずおか中部連携中枢都市圏

国（総務省）の連携中枢都市圏構想に基づき、連携中枢都市宣言を行った静岡市を中心に、鳥田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町が連携市町となって形成した都市圏で、圏域における地方創生を目指し、多極的な広域連携を推進するもの。

### 21 ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考えたりする際に参考にする役割モデルのこと。

## Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

### 基本的施策9 男女の人権を尊重する教育や学習の充実

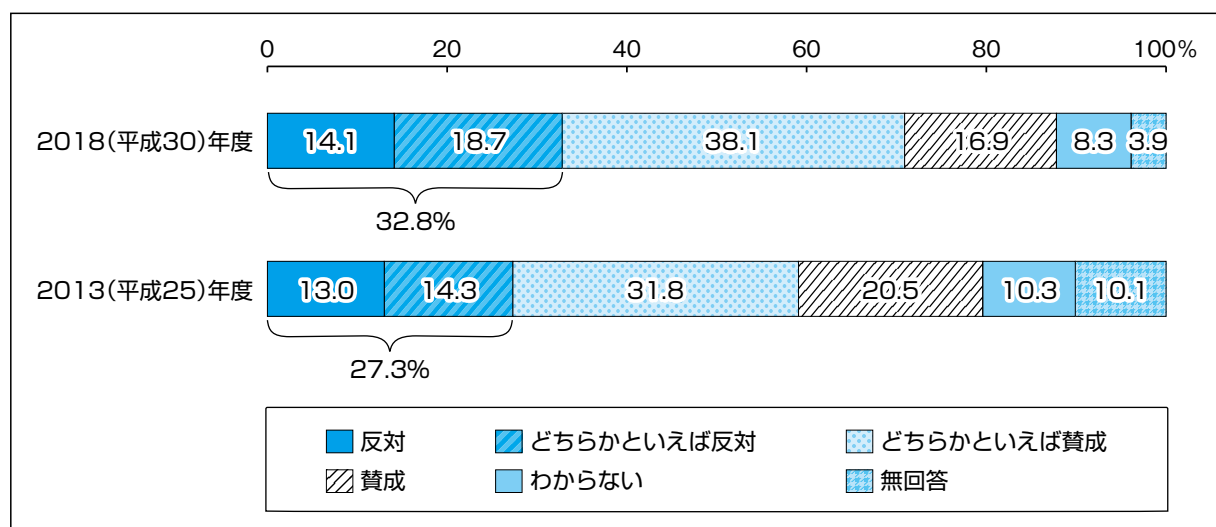
#### 《現状と課題》

市民意識調査において、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方に賛成する回答の割合は55.0%で、前回調査時の平成25年度から2.7ポイント増えています。しかし、世代別で20歳代・30歳代の回答結果をみると、反対の割合が高くなっていることから、性別にとらわれない考え方が浸透してきていると思われます。

男女共同参画社会を実現するためには、学校や家庭、地域、職場などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識を是正し、各人の人権を尊重する教育や学習の充実を図ることが大変重要です。

また、人権を尊重する観点で、LGBT<sup>22</sup>など多様な性のあり方への理解を深めるための啓発や学習機会の提供が必要です。

#### 「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てたほうがいい」という考え方



資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

22 LGBT

性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す表現。

レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）のそれぞれの頭文字をつなげた言葉。



## 《施策の方向性》

### (1) 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実

幼児期を含む教育現場において、発達段階に応じ男女の人権を尊重する教育・学習の充実に努めます。あわせて、教職員等に対する研修の充実に努めます。

番号	項目	内容	関係課
62	男女平等・人権教育の充実	男女平等や人権尊重の視点に立った学校運営や教育を行う。	学校教育課
		小中学校、高校における人権教育出前講座を開催する。	生活安心課
		男女共同参画意識の向上につながる児童生徒向け講座等を開催する。	学校給食課
63	教育相談室の充実	教育相談室を設置し、面談・電話による教育相談を実施する。	学校教育課
64	保育士の研修の充実	保育士の研修会等に男女平等や人権尊重に関するテーマを取り入れる。	保育支援課
65	性別にとらわれない進路指導の充実	進路指導について、性別にとらわれることなく、児童生徒の特性を活かした指導に努める。	学校教育課
		進路指導の参考として利用してもらうよう、市内高校へ男女共同参画啓発情報紙「パレット」の配布などの情報提供を行う。	市民協働課

**(2) 家庭、地域、職場における男女の人権を尊重する啓発や学習機会の提供**

家庭、地域、職場において、男女の人権を尊重する啓発活動や、様々な機会を利用して学習機会の提供を行います。

番号	項目	内容	関係課
66	人権尊重の啓発活動の実施	人権週間等に合わせて、男女の人権尊重の啓発活動を実施する。	生活安心課
67	公民館等の各種講座と連携した男女共同参画の推進	公民館等で開催される講座等と連携し、男女共同参画社会に関する講座を開催する。 また、子を持つ親が講座・講演会等に参加しやすいよう託児を行う。	社会教育課
68	P T A 活動等学校行事における男女共同参画の推進	保護者が参加しやすい時間や土曜・日曜などを利用したP T A 行事や学校行事を実施する。	学校教育課
69	家庭教育学級を通じた男女共同参画の啓発	保護者が参加する家庭教育学級において、家庭・地域での男女共同参画を推進するため、母親以外の参加の拡大を図る。	社会教育課
70	L G B T など多様な性のあり方への理解の促進	L G B T など多様な性のあり方への理解を深めるため、学習機会の提供や啓発を行う。	市民協働課

## Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

### 基本的施策 10 男女共同参画に関する国際的な協調

#### 《現状と課題》

平成 27 年の国連サミットで、17 の目標からなる「持続可能な開発目標」(SDGs)<sup>23</sup> が採択されました。目標 5 では「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント<sup>24</sup>」が掲げられています。

世界経済フォーラムが政治、経済、教育、保健の 4 分野で男女格差の度合いを指数化し順位を決めている「ジェンダー・ギャップ指数」によると、平成 30 年の報告では、日本は 149 か国のうち 110 位（前年は 144 か国中 114 位で過去最低）でした。先進国の中では最低の水準であり、日本が男女平等で遅れていることがわかります。

男女共同参画を推進していくためには、国際社会の動向について関心と理解を深めることや、友好都市との交流活動や国際理解教育等を通して、多様な文化や価値観について理解を促進していくことが重要です。

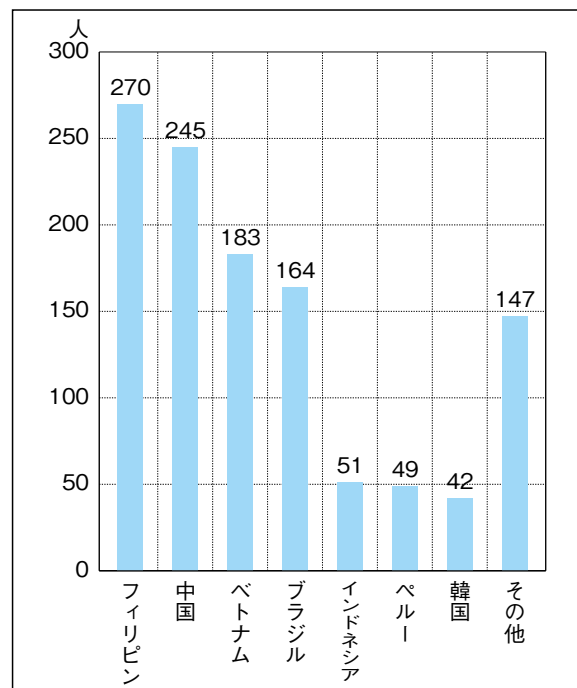
また、本市で生活する外国人が安心して暮らせるよう、多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子どもへの支援等について、実態を踏まえながら進める必要があります。

ジェンダー・ギャップ指数 主な国の順位  
(男女格差報告 2018)

2018年	2017年	国名
1	1	アイスランド
2	3	ノルウェー
3	5	スウェーデン
~~~~	~~~~	~~~~~
12	11	フランス
14	12	ドイツ
15	15	イギリス
16	16	カナダ
51	49	アメリカ
70	82	イタリア
103	100	中国
110	114	日本
115	118	韓国

資料：内閣府男女共同参画局

外国人住民国籍別人口  
平成 30 年月末現在 1,151 人



資料：市民課

## 《施策の方向性》

### (1) 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進

男女共同参画に関する国際社会の情報の収集、提供を行うとともに、在住外国人に対し情報の提供や支援事業を推進します。

番号	項目	内容	関係課
71	国際社会の情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的な先進事例等の情報提供を行う。	協働推進課
72	外国人の生活基盤の整備	在住外国人向けの行政情報やパンフレット等を作成・配布し、外国語による情報提供を行う。	健康づくり課 医事課 市民課
		外国人を対象とした日本語教室を開催する。	社会教育課
73	外国人児童生徒に対する支援	外国人児童生徒相談員等が学校を訪問し、児童生徒への適応指導や指導教員への助言・援助を行う。	学校教育課

### (2) 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進

国際交流や国際理解教育を通じて、多様な文化や価値観について理解の促進を図ります。

番号	項目	内容	関係課
74	国際的人材の育成	全小中学校において国際理解教育・外国語教育（ALT <sup>25</sup> ）による学校訪問を実施する。また、総合的な学習の時間等を利用して、国際経験豊富な講師を招いて講演会等を開催する。	学校教育課
75	国際交流活動の推進	国際理解を深めるため、国際交流事業への市民参加を促進する。	文化資源活用課

23 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）

平成27年9月に国連で採択された、平成28年から平成42年（2030年）までの国際目標。ジェンダー平等ほか貧困、健康、教育、労働など17の目標と169のターゲット、232の指標が決められている。

24 エンパワーメント

力をつけること。また自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

25 ALT（Assistant Language Teacher）

外国語教育で、会話の指導などに当たる外国人補助教員のこと。